1

弁護士資格を有する教員が学級担任を担当した実践事例 - スクールロイヤーによる学級経営と多様な人材が教員になることの意義 -

A Practice of Homeroom Teacher by a Teacher with Lawyer Qualification: The Homeroom Management by the School Lawyer and the Meaning that Diverse Human Resources Becoming Teachers

神 内 聡* JINNAI Akira

「令和の日本型学校教育」を提唱する中央教育審議会答申では、学校が多種多様な社会の変化に対応できる多様性と柔軟性を備えた教職員組織を作るために、社会人経験を有する人材を教員として積極的に活用することを提案している。しかし、教職以外の職歴や専門性を有する人材を教員として活用した実践事例を学術的に考察した研究は非常に少なく、児童生徒に対する教育効果や教職員組織にもたらす影響はほとんど実証されていない。そこで、本稿では弁護士資格を有する教員が学級担任を担当し、学級経営を実践した事例を学術的に考察し、その教育効果を示した。具体的には弁護士経験、法律専門職としての知見などを活用した学級経営の特徴を考察するとともに、実際に担任した元生徒に対するヒアリング調査を実施してその結果を考察し、担任が有する教職以外の経験や専門性が生徒のキャリアプランに影響を与え、担任と同様に幅広い経験や専門性を有する教員志望者を生み出す可能性を示唆した。

キーワード:社会人経験者、学級担任、ホームルーム活動、法教育、スクールロイヤー

Key word: teachers with other work experience, homeroom teacher, homeroom activity, law-related education, school lawyer

Ι はじめに

筆者は平成24年4月から令和2年3月まで、東京都の私立中高一貫校であるX校にて、弁護士資格を有する社会科教員として勤務した。筆者がX校で担当した職務は、①学校の法律相談などを担当する、いわゆる「スクールロイヤー」としての業務⁽¹⁾、②社会科教員としての「世界史」「現代社会」などの教科指導の業務、③学級担任の業務、④その他の業務(部活動・校務分掌など)、の4つに大別されるが、本稿では③について学術的に考察したい。

本稿ではまず、弁護士資格を有する人材が教員を担当する意義を考察する学術的視点を示すために、答申や先行研究を検討して教育政策や学術研究における社会人経験者の教員の扱いについて言及する。次に、弁護士資格を有する教員が学級担任を担当する意義について、高等学校のホームルーム(以下「HR」とする。)活動に関する学習指導要領での扱いを踏まえて考察する。最後に、筆者のHR活動の実践事例と、筆者が学級担任を担当したクラスの元生徒(卒業生)に対して行ったヒアリング調査の結果を踏まえて、弁護士資格を有する人材が学級担任を担当したことによる教育効果や影響を考察し、教員以外の社会人経験や教育以外の専門性を有する教員を学校現場で活用する際の知見を示したい。

Ⅲ 教育政策や学術研究における社会人経験のある教員の扱いについて

令和3年1月に発表された中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~」⁽²⁾(以下「令和3年答申」という。)は、学校が「同じ背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、更に当該人材を組織内に取り入れることにより、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となることが必要である。」(86頁)と提言しており、学校が多種多様な社会の変化に対応していくために、多様性と柔軟性を備えた教職員組織であることが示されている。そのために、社会人等が普通免許状を取得しやすいような教職特別課程の活用や、普通免許状を有しない者が学校現場に参画する仕組みとしての特別免許状の活用などが答申で提案されている。

教育政策上で社会人経験者などを教員に活用すべきとする提言は既に平成14年の中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」⁽³⁾でも提言され、その方策として特別免許状の授与により社会人を教員として活用することの重要性が示されている。平成14年答申の内容は令和3年答申とほとんど同旨だが、このことは教育政策として平成14年に既に示されていた提言が20年近く経てもほとんど実現していないことを意

味する。実際に、文部科学省の調査によれば、民間企業 経験者の教員採用数は長期的には減少傾向にある⁽⁴⁾。

令和3年答申は、多様な知識・経験を持つ人材を組織 内に取り入れることが教職員組織の教育力を高めるこ とが示唆されているが、この点はあくまでも仮説段階に とどまるものであり、学術的に実証されているわけでは ない。また、社会人経験者や特別免許状授与者の教育実 践事例を学術的に考察した先行研究も少なく、大座畑・ 増田による民間企業経験者の教員の実践を基礎教育の 視点から考察する研究がある程度である(大座畑・増田 2006、49-52頁) (5)。このような状況において、前原は、 社会人経験のある教員を「教職中途入職者」という概念 を用いて、実像が研究上明らかにされていなかった実像 を研究する必要性を示し(前原2018、71-84頁)、さらに、 人材管理論の概念である「組織的社会化」を用いた教職 中途入職者の考察アプローチや、入職年齢・前職の経験 年数・転職理由などで異なる多様な教職中途入職者の実 像を考察する視点を紹介している(前原 2019、55-62頁)。

本稿は弁護士による学級担任の実践事例という個別 具体的な事例研究であり、包括的に教職中途入職者を考 察する前原の研究とは異なるが、教員以外の社会人経験 や教育以外の専門性を教職の実践で活用するための知 見を得るという学術的な目的において共通するもので ある。

Ⅲ 高等学校のホームルーム活動で教員以外の社会人経験や専門性を活用する意義

1 学習指導要領上のホームルームの扱い

学級担任の業務は学級経営であり、その中核になるのは HR 活動である。「高等学校学習指導要領(平成 21 年告示)」(以下「指導要領」という。)では、HR 活動は「特別活動」として位置づけられている(294 頁)。

高等学校での HR の目標としては、「ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」とされ、その内容として、「(1) ホームルームや学校の生活づくり」「(2) 適応と成長及び健康安全」「(3) 学業と進路」の3つが示されている(6)。

2 ホームルームを弁護士が学級担任として担当する 意義

社会人経験のある教員による著作の大半は「民間人校長」がテーマのため、担任として実践する HR の特徴を紹介した著作は非常に少ないが、一般書レベルでは木下(2019) や坂本(2019) において前職の経験を活用した学級経営などの担任業務の特徴が示されている(7)。また、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会編(2017)では、法律専門職である弁護士による学級活動での法教育の実践例が示されている。そこで、本稿では弁護士が学級担任として担当する意義を、①教員以外の社会人経験のある人材として担当する意義、②法律専門職として

担当する意義、の2つに区別して考察したい。

(1) 教員以外の社会人経験のある人材として学級担任 を担当する意義

第一に、高校生にとって最も重要な事項である進路の 選択・決定に関して、社会人経験を活用できる点である。 「高等学校学習指導要領解説 特別活動編(平成 21 年)」 (以下「解説」という。) では、「自己の将来に夢や希望 を抱き、その実現をめざして、今、何を学ぶべきかを 考え、自らすすんで学習に取り組む意欲を持ち、教科・ 科目や類型等を選択する」ことや、「将来の生き方や進 路に関する体験をしたり、情報の活用を図りながら、自 己の個性や学習の成果を生かす進路を自らの意志と責 任で選択決定していく」ことは高校生にとって極めて重 要なことであると示されており(26頁)、具体的な進路 指導の方法として、「身近な人の青年時代などの身近な 題材を設定」して「社会人にインタビューして発表した り話し合ったりする」(22頁)など、社会人を活用する 方法が多数掲載されている。教科・科目の選択と進路決 定の重要性を教員以外の社会人経験からも高校生に提 供できる人材は、高校生の HR を担当する学級担任とし て適切な人材と考えられ、転職という進路変更の経験も 悩みの多い青年期の生徒の相談に活用できる。

第二に、男女相互の理解と協力について社会人経験を活用できる点である。解説によれば、高校生の時期は「身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる」ため、「男女相互の理解を一層深める」とともに、「互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切」であり、「家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方や男女共同参画社会などについて、幅広く考えていくことが望まれる」とされているが(23頁)、教員以外の社会人経験があれば、学校以外の職場における男女間の仕事の在り方を踏まえた男女共同参画社会の実情に関する幅広い知識を生徒に提供できる。

第三に、コミュニケーション能力を育成する際に、社会人経験を活用できる点である。高等学校のHRの内容では指導要領で「コミュニケーション能力の育成」が求められているが(294頁)、教員以外の社会人経験があれば、学校以外の職場で必要なコミュニケーション能力を踏まえて、実社会での必要性を幅広い視点から高校生に教えることができる。

(2) 法律専門職として学級担任を担当する意義

第一に、法律専門職として社会生活上のルールについて正しい知識と考え方を提供できる点である。解説によれば、「高校生になれば、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の責任を果たすことによって、集団や社会が成り立っていることを客観的に理解できる発達の段階」にあることを踏まえて、「社会生活上のルールやモラルの意義やそれらを遵守することの意味について考えさせて公共の精神や規範意識及び倫理観などの道徳性の涵養を図ったり、自律・自制の心などの大切さについて理解させたりする」ことや、「社会人としてふさわしい言葉遣いや態度など社会生活

を営む上で必要なマナーやスキルについて体験的に習得させるなど社会的自立に向けた指導が大切」であるとされている(23頁)。また、HRで指導すべき内容として具体的に掲載されている法的知識としては、「携帯電話など情報機器による権利侵害の加害者、被害者にならないための情報モラルや情報安全等に関する知識」「性に関する指導」「飲酒や喫煙の問題」「薬物乱用」「防犯を含めた生活安全や交通安全に関すること」「種々の災害時の安全に関すること」などがある(23-25頁)。こうした法的知識を学級担任がHRにおいて提供する場合は、法律専門職である弁護士が学級担任として自ら担当することが適している。

第二に、弁護士は法教育の担い手として、高校生が集団生活でのルールを意識し、自主的に HR の集団活動に参加し、クラスのルールを作っていく際のサポート役を担当できる点である。法教育では自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力や、多様な意見を調整して合意を形成し、また公平な第三者として判断を行ったりする能力などの習得が志向されるが(日本弁護士連合会 2010、38 頁)、HR 活動は集団生活でのルールを意識し、集団で問題解決を志向する意識を高めることに最適な教育活動であり、このことは法教育を HR で実践している教員が一定数存在することを示す中平の研究からも示唆される(中平 2016、144 頁)。法教育で求められる技能を習得している弁護士が担任として HR 活動で法教育を実践する意義は大きい。

第三に、学級担任として担当する保護者対応、いじめ対応、不登校対応、生徒指導などの法的視点が必要となる対応や指導において、弁護士の知識や経験が活用できる点である。この点は文部科学省や日本弁護士連合会がスクールロイヤーに求める役割からも想定されるものであり⁽⁸⁾、弁護士が学級担任を担当することはスクールロイヤーという職域を最も具現化する実践と言えよう⁽⁹⁾。

以上から、高等学校の HR で求められる教育内容に関して、弁護士資格を有する教員の社会人経験や専門性を活用する意義は大きいと考えられる。

Ⅳ 弁護士が学級担任を担当した実践事例と生徒への調査

1 紹介する実践事例と調査について

木下 (2019) は民間企業での経験を活用した特徴的な学級経営の実践を紹介し、社会人経験のない教員とは異なる教育実践が可能であることを示唆する。また、社会人経験のある教員の実践例とその教育効果を考察し、定性的データを蓄積していくことは学術的にある程度有用であると考えられる。そこで、本稿では、筆者がX校で弁護士資格を有する学級担任として行った学級経営のうちで、弁護士の実務経験を踏まえた特徴的な実践について紹介した上で、筆者が学級担任を担当した元生徒(卒業生)に対して実施したヒアリング調査結果に基づき、令和3年答申で提言されているような多様な知

識・経験を有する教員を教職員組織で活用する際の知見 を提示したい。

2 X 校の学級担任業務

筆者が勤務した X 校は、東京都にある私立の中高一貫校である。一学年の平均的な生徒数は約 400 人、平均的なクラス数は 10 クラス、1 クラスあたりの生徒数は平均 40 人前後である。学級担任は各クラスに 1 人配置される(副担任が配置されるクラスもある。)。

X校では週1回LHRの時間が設けられており、学校全体での行事や学年集会などに充てられることもあったが、大体はクラスの係や行事に関する事項を決めるなど、担任の学級経営に必要な時間に充てられていた。

3 弁護士資格を有する学級担任としての具体的業務

学級担任の具体的業務は学級経営である。筆者の学級 経営はおおむね一般的な高等学校教員のそれと変わら ないと思われるが、弁護士資格を有する教員の視点から 着想した学級経営の手法としては、以下のものがある。

(1) 適正手続きを意識した学級経営

学校には通常校則が存在するが、実際にはそれ以外にも学級担任の裁量の範囲内でクラス毎のルールを決めていることが多い。例えば、遅刻・欠席する際の連絡方法、提出物の提出方法、掃除のルール、HR時の挨拶の仕方などである。こうしたクラスのルールを最初に明確に告知しておくことは学級担任として一般的なことだが、弁護士の視点からは適正手続の一環としても必要なことだと考えている。また、生徒が遅刻・欠席する場合は生徒自身で理由を明示するように指導した。これは、法的視点からの指導であり、生徒に弁明の機会を与えるという適正手続を意識したものである。

(2) 男女の共同作業や業務の効率的な分担を意識できる機会を増やす

共学校の高等学校ではクラスの学級委員数は通常男女2名であることが多いが、筆者の担任クラスでは学級委員は男女それぞれ2名ずつの計4名体制にしていた。これは、法的にも重要な概念である両性の本質的平等の見地から、より多く男女の生徒が重要な役職を担当し、共同作業を経験することで、男女相互の理解と協力の意識や、業務の効率的な分担の意識を育むためであり、教育的にもポートフォリオ評価が求められる大学入試制度の下で役職を経験できる生徒が増えるメリットがある。また、日直についても毎日男女2名に担当させ、業務を分担する意識と男女間のコミュニケーション能力を育むことを試行した。学級日誌に関しても、できる限り個性的な日誌の記録を心がけるように指導することで、生徒の独創性や表現力を鍛える機会にしていた。

4 弁護士が学級担任を担当したことで実現したこと

弁護士が学級担任を担当したことで実現した特徴的な HR 活動としては、①キャリア教育の一環として、筆者自身の弁護士経験を説明したり、弁護士活動で築いた人脈を生かして知人の社会人を招聘し、キャリア教育を実施したこと、②法教育の一環として筆者の知人の弁護士を招聘し、共同で「いじめ予防」「犯罪被害者支援」「虐

待児童の支援施設」「ワークルール」などの法教育に関連した授業を実施したこと、などがある。

また、法学部への進学を希望する生徒も多いことから、法学教育や弁護士をはじめ司法関係者の仕事についても説明する機会が多かった。

5 学級担任を担当した生徒(卒業生)へのヒアリング 調査

(1) 調査概要

本稿では筆者が実践した学級経営の特徴や効果を検証するため、筆者が学級担任を担当した元生徒(卒業生)に対するヒアリング調査を行った。調査は2020年12月から2021年2月にかけて実施し、電子メールであらかじめ質問事項を伝えた上で、オンライン通信と電子メールによる回答で調査を実施した。また、本稿の執筆に際しては、日本教育学会倫理綱領4条に基づき、被調査者による原稿の確認と表現の修正の指示を受け、最終的な原稿掲載の承諾を得た上で執筆した。

ヒアリングを実施した元生徒は2人であり、教員免許を取得した者と教育学部に進学した者である。2人を調査対象とした理由は、将来教員に就職することを考えていることから、教育的な視点から筆者の担任の実践を評価することが可能であり、弁護士が教員になる意義や、ひいては社会人経験者が教員になる意義を考察するために必要な調査結果を得ることができると判断したからである。

ヒアリング調査の質問事項は次の2つである。

【質問事項1】

弁護士資格を持った教員が学級担任だったことで、印象 に残った点や役立った点はありますか。

【質問事項2】

教員には社会人経験や教育以外の多様な専門性があったほうがよいと思いますか。

(2) 調査結果

① X氏(女性・筆者が平成26年度~平成28年度にかけて3年間担任を担当・大学在学中に教員免許を取得)

【質問事項1の回答】

- ・進路指導や生徒指導においての説得力は、社会人経験があることによって増しているように感じた。例えば、「提出物の期限を守ることは社会人にとっての基礎だ」と指導を受けたことがあるが、社会人経験を積んでいる背景から、大学卒業後すぐに教育現場に入った教員よりも説得力がある印象を受けた。
- ・クラス運営においては、非常に中立的な立場で物事を 考えているような印象を受けた。物事を論理的に「な ぜそうするべきなのか」を教えてくれたし、その思考 に至るまでの「どのように考えるべきか」についても 教えてくれた。
- ・進路の選択肢の幅が広がった。複数の専門性を持ち、 両立することが可能なことを知り、自分も同じように 幅広い領域で活躍できる人間になりたいと思うよう になった。

- ・弁護士と教師を兼務する教員を受け入れている母校に 共感し、将来教師として教壇に立つ際に母校を選択肢 の1つとして考えるようになった。
- ・卒業の際に「万が一何かあったら弁護士である自分を頼って下さい」と話していたのが印象的だった。非常に頼りにできる担任と出会えたと思ったし、生徒の卒業後のことまで考えてくれているように感じた。

【質問事項2の回答】

- ・教師には社会人経験や教育以外の多様な専門性があったほうがよいと思う。教師全員がそうあるべきとまでは思わないが、自分の学級担任がそうだったように、 社会人経験をもつ教師のほうが教師以外のキャリアを考える生徒にとっては心強いと思う。
- ・学校経営という観点においては、特に会社で働いた経験のある教師や、経営者として社会を動かしたことのある教師は、その経験を生かすことが可能であると考える。実際に社会や集団を動かしたことのある人材がいることで、学校はより働きやすくより良い教育を施すことのできる場になるのではないかと思う。
- ・自分の学級担任を見習って、私自身も社会人経験を教育現場に還元しようと考えている。大学卒業後はコンサルティング会社で勤務する予定だが、業務の中で経営者から話を聞く機会が多く、経営者としての視座を得られる。コンサルティング会社にて得られるスキルや高い視座は、将来会社で働くことを考える生徒へのキャリア相談に生かすことができる。また、学校に対して経営上の助言をすることも可能である。生徒、そして学校双方にとって、社会人経験のある教師の存在はメリットがあると考える。
- ・仕事の効率においては、ビジネスを経験している教師が優秀だと感じる。ビジネスではより早くよりクオリティの高いものを求められるため、無駄を省き集中すべき業務に時間をかけることができる。学校という組織全体において効率よく業務が進むことは奨励されるべきであり、社会人経験を持つ教師の豊富な経験や能力を活用すべきである。
- ② Y氏(女性・筆者が平成30年度・令和元年度にかけて2年間担任を担当・卒業後に教育学部に進学)

【質問事項1の回答】

- ・実際の弁護士活動を踏まえて話してくれた話題で、い じめ問題や保護者対応などがニュースだけの世界で なく実際に喫緊の課題として存在することを感じら れた。
- ・教育の現場に法律をそのまま適用することの難しさを 知るきっかけを与えてくれ、自身の進路選択に大きな プラスの影響を与えてくれた。
- ・過剰に法律用語を並べた堅苦しいクラス作りではなく、基本的には我々生徒を大人として扱い、自分で「良い」「悪い」を判断して行動するように、という方針であったことが印象に残っている。
- ・「卒業生は特典として一生法律相談は無料」と話して いたのが印象に残っており、大変心強い。近年は保護

者対応や子どもへの過剰な気遣いから心を病んで辞めていく教師も多くいる中で、自分が実際に現場に出て教育に携わる立場になった際に早い段階から気軽に弁護士に相談できることは大きなメリットだと思う。

【質問事項2の回答】

- ・教師には社会人経験や教育以外の多様な専門性があったほうがよいと思う。教師自身のより広い分野の知識や経験を交えた話を日常的に聞くことができるのは子どもたちにとって大きなメリットであると感じる。例えば、自分の学級担任が「弁護士は人の不幸で飯を食うが、教師は子どもたちの幸せで飯を食うことができる。」と話したことが印象に残っているが、教職以外の職も経験しているからこそ言える言葉であり、教職一筋の教師が「やりがいのある仕事だ。」と言うよりも圧倒的な説得力を持つと思う。
- ・中学や高校の教師は、生徒の多くが将来教職以外の職 に就く可能性が高いことを踏まえて、教職以外の現場 経験があった方が進路指導に役に立つのではないか と思う。
- ・私自身も現時点では教職以外の経験を積んでから教師 として現場に立つことができたらと考えている。今の ところは小学校教員になることを考えているが、他の 校種と比べて初任時から学級担任を任される可能性 が高いので、保護者対応だけでなく学級経営の面にお いても企業での勤務経験は価値あるものになるので はないかと思う。

(3) 考察

筆者の学級担任としての実践内容及び元生徒に対するヒアリング調査の結果からは、次の2つの知見を示すことが可能である。

第一に、教員以外の社会人経験や教育以外の専門性を 有する教員は、その経験や専門性を学級経営に活用する ことができる点が具体的に明らかになった。学級経営の 手法では、弁護士としての経験や専門性に基づく知識を 提供できるだけでなく、法的思考に基づく中立的・理論 的な思考や、生徒が自分で思考し判断する過程を重視 する学級経営手法を生徒が印象的に捉えていた。また、 進路選択や指導においても、経験や専門性が生徒の進路 選択に大きな影響があること、指導に説得力を持たせる ことができること、卒業後も生徒との関わりで専門性を 活用できることなど、具体的な活用内容が明らかになっ た。

第二に、学級担任に教員以外の社会人経験や教育以外の専門性があることは、教員を志望する生徒に対してもそのような経験や専門性を重視する意識を生じさせることが明らかになった。ヒアリング調査に回答した2人の元生徒はいずれも教職に就く前に教員以外の社会人を経験することを志向しており、しかも教員になって活用できる場面も具体的に想定している。このことから、教員以外の社会人経験や専門性を有する教員が学級担任を担当することで、同種の教員を再生産できる教育効

果を持つことが示唆される。

∨ おわりに

本稿で示したように、教員以外の社会人経験や教育以外の専門性を有する教員が学級担任を担当することには一定の教育効果や影響があると考えられるが、本稿で扱った実践例は極めて少ない。そのため、今後は本稿で得られた知見を元に仮説を設定し、より多くの実践例において、教員以外の社会人経験や教育以外の専門性を有する教員が担当する学級経営における教育効果や影響を実証する必要がある。

子どもたちに急激に変化する時代に対応する資質・能力を育むことができる人材を教員として活用することは『令和の日本型学校教育』を掲げた令和3年答申で求められている事項であり、今後も教員以外の社会人経験や教育以外の専門性を有する教員が増えることが必要であるとともに、学術上もそのような教員を対象とした研究が進められるべきであろう。

追記

本稿は、JSPS 科学研究費助成金 20K22240 の助成を 受けた研究成果の一部である。

謝辞

本稿でヒアリング調査にご協力いただいた2人の卒業 生の方には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

注

- (1) スクールロイヤーの定義や役割は明確に定まっているわけではないが、現状で実際に存在しているスクールロイヤーの実態を学術レベルで考察したものとしては、神内(2020a)、神内(2021)を参照。
- (2) https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-1.pdf (令和3年7月10日最終アクセス)。
- (3) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020202.htm(令和3年7月10日最終アクセス)。
- (4) 文部科学省が毎年実施している調査「公立学校教員採用選考試験の実施状況」によれば、平成19年度の公立学校教員採用試験における民間企業経験者の採用者数は1751人(採用者数全体に占める割合は8.4%)だが、令和2年度は1317人(同3.8%)であり、特に小学校での採用者数の減少が著しい。一方、筆者と同じ高等学校教員の民間企業経験者の採用者数は平成19年度は214人(採用者数全体に占める割合は9.2%)だが、令和2年度は251人(同5.7%)であり、やや増加している。
- (5) その他の数少ない先行文献としては、花岡(2019)、神内(2020b)などがある。なお、平成14年答申では特別免許状を授与されて教員になった社会人経験者の活用事例が紹介されている(前掲注(3)を参照)。
- (6) なお、平成31年告示の新学習指導要領の高等学校

- の HR 目標では、学級だけでなく学校生活全体の課題 を見出すこと、解決のために話し合って合意形成する こと、話合いを自己の課題解決や将来の生き方に生か すことなどが新たに求められている。
- (7) 木下は、前職の総合商社での勤務経験を活用した担任業務の実践例を紹介している。また、坂本は、主として担任業務の業務改善の観点から、やはり前職の飲食業チェーン店の店長経験を活用した実践例が紹介している。
- (8) 文部科学省が想定するスクールロイヤーの役割については、文部科学省(2020)「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_syoto01-000011909.pdf(令和2年2月22日最終アクセス)を参照。日本弁護士連合会が想定するスクールロイヤーの役割については、日本弁護士連合会(2018)「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf(令和 2 年 2 月 22 日最終アクセス)を参照。

(9) 一方で、弁護士が生徒と近い立場になることで利益 相反行為や守秘義務違反などのリスクが生じやすい デメリットもある(神内2020b、35頁)。

引用・参考文献

- 花岡真由子(2019)「学級担任ってなんだろう-民間 企業から教員へ-」『明治大学教育会紀要』11巻、 pp.63-67.
- 神内聡 (2020a)「スクールロイヤーの実態と全国的配置 に関する問題点」『スクール・コンプライアンス研究』 8号73-84頁
- 神内聡 (2020b) 『学校弁護士 スクールロイヤーが見た 教育現場』 角川新書
- 神内聡 (2021)「『法化』の視点から考察するスクールロイヤーの理念と実体」『法社会学』87 号 197-224 頁
- 木下山多(2019)『元商社マン教師の学級経営革命』さ くら社
- 前原健二 (2018)「『教職中途入職者』に関する予備的考察」『教員養成カリキュラム開発研究センター研究年報』17号71-84頁
- 前原健二 (2019) 「続・『教職中途入職者』 に関する予備 的考察」 『教員養成カリキュラム開発研究センター研 究年報』 18 号 55-62 頁
- 中平一義(2016)「法教育実践と社会科教員の実態に関する調査分析研究 新潟県社会科教育研究会における調査から 」『上越教育大学研究紀要』36巻141-154百
- 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会編 (2017) 『小学校のための法教育 12 教材』東洋館出版社
- 日本弁護士連合会(2010)『弁護士白書 2010年版』
- 大座畑真弓・増田吉史(2006)「民間企業からの採用教 員を生かし、学校力を向上させる実践から…民間企業

- の経験を生かし、学力向上に取り組んだ3年間…」『日本基礎教育学会紀要』11号 49-52 頁
- 坂本良晶 (2019)『「学校現場」を大きく変えろ! MISSION DRIVEN』主婦と生活社